# 本号で公布された法令のあらまし

**◇防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律**（法律第一七号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係

自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二　自衛隊法の一部改正関係

予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備することとした。（第七三条の三及び第七五条の八関係）

三　施行期日

この法律は、平成三一年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

**◇東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法**（法律第一八号）（総務省）

1　この法律は、指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるものとした。（第一条関係）

2　この法律において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第二条第二項に規定する指定都道府県をいい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村をいうものとした。（第二条関係）

3　指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

㈠　この法律の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であって平成二七年の国勢調査の結果による人口が平成二二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、同年の国勢調査の結果による人口に、平成二七年九月三〇日現在において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二二年九月三〇日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数を当該区域の人口とみなすことができるものとした。（第三条第一項関係）

㈡　㈠の指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成三三年一一月三〇日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合等の一般選挙における選挙区についても、㈠と同様とするものとした。（第三条第二項関係）

4　この法律は、公布の日から施行するものとした。

# 法律

## 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

### 法律第十七号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

**第一条**　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百五十六人」を「十五万八百三十四人」に、「四万五千三百六十三人」を「四万五千三百六十人」に、「四万六千九百四十二人」を「四万六千九百三十六人」に、「千二百五十九人」を「千二百八十八人」に、「三百六十八人」を「三百七十二人」に、「千九百十一人」を「千九百十人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

**第二条**　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の二の次に次の一条を加える。

（予備自衛官である者の使用者に対する給付金）

**第七十三条の三**　防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。第二号において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該予備自衛官である者の使用者（政令で定める者を除く。）に対し、当該予備自衛官である者が当該使用者の事業に従事することができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金として支給することができる。

一　第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した場合　自衛官としての勤務のために当該事業に従事することができなかつた日（招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。）

二　第七十条第一項各号の規定による招集命令又は第七十一条第一項の規定による訓練招集命令を受けた後に当該招集命令又は訓練招集命令を受けた予備自衛官として公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合　当該負傷又は疾病の療養のために当該事業に従事することができなかつた日（招集の解除の日又は同項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業に従事することができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。）

2　前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条の八中「第七十四条第二項」を「第七十三条の三第一項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、第七十四条第二項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。